

教育費負担の軽減

県教育庁財務課長

森 下 慎



子供の貧困が大きな社会経済的な課題となっている中、文部科学省が昨年公表した平成二十八年年度「子供の学習費調査」の結果では、保護者が一年間に支出した子供一人当たりの教育費総額（学校教育費や学校給食費、学校外活動費）は、公立小学校三十二万二千円、公立中学校四十七万九千円と、いずれも平成二十六年度の前回調査からほぼ横ばいの状況、全日制の公立高等学校では四十五万一千円と前回調査から十%増となっている。

教育費負担の軽減を図るため、家庭の収入状況に応じ、義務教育段階では、学用品費や修学旅行費、学校給食費などの援助が受けられる「就学援助制度」を市町村が実施しており、本県では、平成二十七年年度は小中学生の十四・八%が受給している。また、高等学校段階では、授業料への支援を行う「就学支援金制度」や、授業料以外への支援を行う「高校生等教育給付金制度」があり、平成二十九年度には、それぞれ、本県高校生の八十三・六%、十二・一%が受給している。

このほか、奨学金や貸付金事業など、高等教育段階まで切れ目無く教育費負担の軽減が受けられるよう、各段階に応じた支援が行われており、また、就学援助制度では要保護者分の小学校入学前の新入学児童生徒学用品費等が国庫補助対象とされたこと、教育給付金では支給額が年々引き上げられていることなど、更なる充実も図られている。

こうした制度の趣旨、方針を踏まえた対応を着実に実施するとともに、何よりも保護者に対する制度の周知と説明を丁寧に行うことにより、必要な支援が適切な時期に実施されるよう、また、家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力がある全ての子供が質の高い教育を受けることができるよう、市町村教育委員会や学校の御協力をいただきながら、取組を推進してまいりたいと考えている。

また、特に県立学校では、教育費負担の軽減を推進する観点からも、必要な学校予算の把握と確保、執行の不断の見直しに努めてまいりたい。

